動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェン及びツラスロマイシンを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）	１日量として体重１kg当たりケトプロフェン３mg以下及びツラスロマイシン2.5mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前24日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
ケトプロフェンを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

別表第２（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸クロルテトラサイクリン及びスルファジミジンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～９　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。